

## 答 申 書

(答申第20号)

平成11年12月16日

### 1 審査会の結論

平成9年度農業用地下水水質調査に係る別紙1に掲げる文書のうち、別紙2に掲げる部分を非開示としたことは妥当であるが、その余の部分については開示すべきである。

### 2 異議申立ての経過並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明の要旨

(省略)

### 3 審査会の判断

#### (1) 本件諮問事案に係る開示請求の対象公文書について

本件諮問事案に係る開示請求の対象公文書（以下「本件公文書」という。）は、北海道（以下「道」という。）が北海道開発局（以下「開発局」という。）から委託を受けて実施した平成9年度水質保全対策調査のうち、農業用地下水水質調査（以下「本件調査」という。）に係る文書であり、その内訳は、別紙1に掲げるとおりである。

なお、本件調査は、硝酸性窒素の地下水への負荷源や因果関係を明らかにするため、畑作や畜産のさかんな地下水利用地帯において現在農業用水として利用されている井戸を対象に、農業用地下水の水質を調査したものであり、道は、委託を受けた5支庁の11の地点について調査を行い、調査地点の選定及び土地利用状況・井戸利用状況の調査については各支庁、水質分析については北海道立中央農業試験場が担当し、道農政部においてその結果を取りまとめて開発局に報告を行ったものである。

#### (2) 本件諮問事案における審議について

北海道知事（以下「実施機関」という。）は、本件公文書が、北海道情報公開条例（平成10年北海道条例第28号。以下「条例」という。）第10条第1項第2号に規定する非開示情報（以下「2号情報」という。）及び条例第10条第1項第6号に規定する非開示情報（以下「6号情報」という。）に該当するとして非開示決定処分（以下「本件処分」という。）をしており、異議申立人が本件処分の取消しを求めていることから、本件処分の妥当性について判断することとする。

#### (3) 2号情報の該当性について

ア 条例第10条第1項第2号は、法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等及び当該事業を営む個人の競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位が不当に損なわれると認められる情報を非開示情報と定めている。

イ 本件調査の対象となった井戸（以下「本件井戸」という。）は、農業を営む個人が所有し、主として農業用水として利用されていることから、本件井戸の地下水の水質や利用状況等の調査結果は、事業を営む個人の当該事業に関する情報であるといえる。

ウ 実施機関は、本件井戸は農業用水として農作物の洗浄、防除に使用されているほか、井戸によっては灌漑や飲用に供されている場合もあり、本件調査に係る情報を開示す

ることにより、本件井戸の所有者（以下「本件井戸所有者」という。）や本件井戸周辺で農業を営む個人の事業運営上の地位又は社会的地位が不当に損なわれると主張する。

たしかに、本件公文書に記録されている情報を開示すると、本件調査は、本件調査に先だって昭和62年度から平成3年度にかけて実施した調査（以下「第1次調査」という。）において硝酸性窒素の地下水への負荷が判明した地区やその後の状況の変化で地下水への負荷が懸念されている地区等を重点的に選定して実施していることから、本件井戸所有者や本件調査の対象となった地区（以下「本件調査地域」という。）に係る情報と地下水の水質等の調査結果が結びつくことにより、本件井戸所有者及び本件調査地域で農業を営む個人が、地下水が汚染されている可能性があるとして推定される地域で農業を営んでいることが明らかになり、これらの者が生産した農作物の不買や価格低落ひいては社会的評価の失墜などの風評による被害が発生するおそれは否定できない。このことからすれば、本件公文書を開示すると、事業を営む個人の競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位が不当に損なわれると認められる。

エ したがって、本件公文書に記録されている情報は、本件井戸所有者及び本件調査地域が特定される情報と個々の調査結果が結びつく限りにおいて、2号情報に該当するといえる。

(4) 6号情報の該当性について

ア 条例第10条第1項第6号は、試験の問題及び採点基準、検査、取締り等の計画及び実施要領、争訟の方針、入札予定価格、用地買収計画その他の道又は国等の事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務若しくは事業の目的を失わせ、又は当該事務若しくは事業若しくは将来の同種の事務若しくは事業の公正若しくは円滑な実施を著しく困難にすると認められる情報を非開示情報と定めている。

イ 実施機関は、本件調査は本件井戸所有者の協力を得て進めたものであり、個々の調査結果を公開することについて本件井戸所有者の了解を得ていないこと、調査結果の報告を受けた国において現在データを解析中であること、また、調査結果の公表についての取扱いが未定であり、第1次調査においても、その結果については、地下水の種類別、土地利用別及び地形区分別に水質の平均値等を取りまとめたものを、調査に関係した地方農政局及び都道府県の担当者に配布しているだけであることから、実施機関が本件調査に係る個々の調査結果を一方的に開示することは、本件井戸所有者及び国との信頼関係を損ない、将来の同種の調査の円滑な実施が困難になる旨主張する。

たしかに、上記のような状況のもとで本件調査に係る個々の調査結果が明らかになれば、国及び道と本件井戸所有者との信頼関係が損なわれることになり、ひいては、今後調査対象となる井戸の所有者からも協力を得られなくなることは十分に考えられることであり、これらの者の協力を得られなければ、将来において同種の調査を円滑に実施することができなくなると認められる。

ウ したがって、本件公文書に記録されている情報は、本件井戸所有者及び本件調査地域が特定される情報と個々の調査結果が結びつく限りにおいて、6号情報にも該当するといえる。

(5) 一部開示の可能性について

ア (3)及び(4)で述べたとおり、本件公文書に記録されている情報は、本件井戸所有者

及び本件調査地域が特定される情報と個々の調査結果が結びつく限りにおいて2号情報及び6号情報に該当するものであるから、本件公文書のうち本件井戸所有者及び本件調査地域が特定される部分に限って非開示とすることが可能であれば、一部開示ができるものとする。

イ 上記の考えに基づき検討すると、本件公文書については、本件井戸所有者の氏名など本件井戸所有者が特定される情報、地下水地帯名及び地点名など本件調査地域が特定される情報並びに営農状況や利用作物など他の情報と組み合わせることによって本件調査地域が特定され得る情報である別紙2に掲げる部分と、その余の情報の部分とを容易に、かつ、開示請求の趣旨を損なわない程度に分離することができると認められることから、前者の部分については非開示とし、後者の部分については開示することが妥当であると判断する。

(6) 条例第11条の該当性について

ア 異議申立人は、本件処分取消しの理由として、本件公文書に記録されている内容がきわめて公共性の高い情報である旨を主張していることから、条例第11条に規定する公益上の必要による開示の可能性についても判断することとする。

イ 条例第11条は、実施機関は、開示請求に係る公文書に非開示情報が記録されている場合であっても、当該情報を開示することが人の生命、身体、健康又は生活の保護のため公益上必要があると認めるときは、当該公文書に係る公文書の開示をするものと定めている。

本条の適用に当たっては、非開示情報の規定によって保護される利益と人の生命、身体、健康又は生活の保護という公益上の必要性とを個別、具体的に比較考量して判断すべきものと解される。

ウ 異議申立人は、地下水は広く道民に飲用水として利用されており、農薬・化学肥料、有機肥料等で汚染されている可能性があることから、本件調査の結果は開示される必要がある旨主張する。

しかしながら、(1)本件井戸の水は本件井戸所有者が飲用することはあっても一般には飲用に供されていないこと、(2)調査結果における水質分析値が水道法（昭和32年法律第177号）で定める水質基準を超えた場合は、農林水産省が作成した農業用地下水水質調査の手引きに基づき、開発局がその旨を道の保健所及び井戸の所有者に通知することとなっていること並びに道においては飲用に供されている井戸等の総合的な衛生の確保を図るため、北海道飲用井戸等衛生対策要領（平成元年4月20日保健環境部長決定）を定めて、飲用井戸等の適正管理、水質に関する定期的な検査、有害物質や病原微生物等による汚染時における措置及び汚染防止のための対策を講じていること、(3)仮に地下水が汚染されていたとしても、当該地下水を農業用水として利用した場合に農作物に及ぼす影響については、現時点においては科学的に明らかになっていないことが認められる。

以上のことから判断すれば、本件井戸所有者及び本件調査地域が特定される情報を開示することが、人の生命、身体又は健康を保護するために公益上必要であるとまでは認められない。

エ したがって、(5)のイで非開示妥当と判断した部分について、条例第11条に規定されている公益上の開示の必要性があるとはいえない。

以上のことから、結論のとおり判断した。

#### 4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成11年6月7日	○ 諮問書の受理 ○ 実施機関からの関係資料の提出
平成11年6月21日 (第13回審査会)	○ 新規諮問事案の報告 ○ 本件諮問事案の審議を審査会第二部に付託
平成11年6月29日 (審査会第二部会)	○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取 ○ 異議申立人からの意見陳述 ○ 審議
平成11年8月10日 (審査会第二部会)	○ 審議
平成11年9月6日 (審査会第二部会)	○ 審議
平成11年9月21日 (審査会第二部会)	○ 審議
平成11年10月25日 (審査会第二部会)	○ 審議
平成11年11月15日 (審査会第二部会)	○ 審議
平成11年11月29日 (審査会第二部会)	○ 審議
平成11年12月6日 (第19回審査会)	○ 答申案審議
平成11年12月16日	○ 答申

別紙 1

開示請求の対象公文書及びその内訳

対 象 公 文 書	内 訳	摘 要
<p>(1) 「平成 9 年度水質保全対策調査（農業用排水路、農業用地下水）報告書の提出について」と題する文書 （平成10年 2 月20日付事務連絡）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通知文</li> <li>・ 表紙</li> <li>・ 目次</li> <li>・ 農業用地下水水質調査地点一覧表</li> <li>・ 農業用地下水水質調査測定結果一覧表</li> <li>・ 農業用地下水水質調査調査表</li> </ul>	<p>道農政部から開発局に提出した調査結果</p>
<p>(2) 「平成 9 年度農業用地下水水質調査について（報告）」と題する文書 （平成10年 1 月29日付事務連絡）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通知文</li> <li>・ 表紙</li> <li>・ 調査方法、分析方法</li> <li>・ 農業用地下水水質調査地点一覧表</li> <li>・ 地下水水質イオン組成</li> <li>・ 地下水イオン組成ダイヤグラム</li> <li>・ 農業用地下水水質結果</li> </ul>	<p>北海道立中央農業試験場から道農政部に提出した調査結果</p>
<p>(3) 「農業用地下水水質調査結果報告について」と題する文書 （平成10年 1 月30日付）</p> <p>(4) 「農業用地下水水質調査の実施について（報告）」と題する文書 （平成10年 1 月28日付）</p> <p>(5) 「農業用地下水水質調査の実施について（回答）」と題する文書 （平成10年 2 月16日付）</p> <p>(6) 「平成 9 年度農業用地下水水質調査について」と題する文書</p>	<p>(3)～(7)の文書</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通知文</li> <li>・ 農業用地下水水質調査調査表</li> </ul> <p>〈添付資料〉</p> <p>(3), (4), (6)の文書</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地図</li> </ul> <p>(4), (5), (6), (7)の文書</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 写真</li> </ul> <p>(4)の文書</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農業用地下水水質調査地点一覧表</li> <li>・ 農業センサスの写し</li> </ul>	<p>支庁から道農政部に提出した調査結果</p>

<p>(平成10年2月4日付)</p> <p>(7) 「農業用地下水水質調査について」と題する文書 (平成10年2月5日付)</p>		
<p>(8) 「農業用地下水水質調査の実施について」と題する決定書 (平成9年5月1日決定)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 決定書</li> <li>・ 通知文案</li> <li>・ 農業用地下水水質調査の実施について</li> <li>・ 農業用地下水水質調査について</li> <li>・ 農業用地下水水質調査地点一覧表</li> </ul>	<p>道農政部から北海道立中央農業試験場及び支庁に調査を依頼した決定書</p>

別紙 2

非開示妥当と判断した部分

対象公文書	非開示妥当の部分
別紙 1 の (1) の文書	<p>農業用地下水水質調査地点一覧表中</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地点番号                      ・ 地下水地帯名                      ・ 地点名                      ・ 所在地</li> <li>・ 所有者</li> </ul> <p>農業用地下水水質調査測定結果一覧表中</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地点番号                      ・ 地下水地帯名                      ・ 地点名</li> </ul> <p>農業用地下水水質調査調査表中</p> <p>3 地下水利用地帯名                      4 地点名                      5 地点番号</p> <p>6 所在地                      11 特記事項の自然条件</p> <p>12 土地利用状況（特記事項含む。）</p> <p>13 営農状況等（特記事項含む。）                      14 利用作物等</p> <p>14 地下水利用状況（特記事項除く。）のうち利用面積等</p> <p>14 特記事項の地下水利用状況</p> <p>17 水質調査結果のうち雨量のグラフ</p> <p>19 調査井戸位置図                      20 監察記録</p> <p>21 水質調査結果のうち雨量の表                      23 写真</p>
別紙 1 の (2) の文書	<p>農業用地下水水質調査地点一覧表中</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地点番号                      ・ 地下水地帯名                      ・ 地点名                      ・ 所在地</li> <li>・ 所有者</li> </ul> <p>地下水水質イオン組成中</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地点番号                      ・ 地点名</li> </ul> <p>地下水イオン組成ダイヤグラム中</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地点番号</li> </ul> <p>農業用地下水水質結果中</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地点番号                      ・ 地下水地帯名                      ・ 地点名</li> <li>・ 雨量（データの引用先含む。）</li> </ul>
別紙 1 の (3), (4), (5), (6), (7) の文書	<p>(3)～(7)の文書のうち通知文中</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 文書の記号及び番号                      ・ 発信者名                      ・ 連絡先</li> <li>・ 調査カ所（(3)に限る。）</li> <li>・ （記）以下の記載事項（(5)に限る。地点番号、地下水地帯名、地点名、所在地、所有者、関係支庁が記録。）</li> </ul> <p>(3)～(7)の文書のうち農業用地下水水質調査調査表中</p> <p>3 地下水利用地帯名                      4 地点名                      5 地点番号</p> <p>6 所在地                      11 自然条件（特記事項除く。）のうち降水量</p> <p>11 特記事項の自然条件                      12 土地利用状況（特記事項含む。）</p>

	<p>13営農状況等（特記事項含む。）                      14利用作物等</p> <p>14地下水利用状況（特記事項除く。）のうち利用面積等</p> <p>14特記事項の地下水利用状況</p> <p>15井戸構造図、地質柱状図のうち井戸所有者名（(6)に限る。別紙により記録。）</p> <p>17水質調査結果のうち雨量のグラフ</p> <p>19調査井戸位置図（別紙により記録されているものを含む。）</p> <p>20観察記録                      21水質調査結果のうち雨量の表</p> <p>22採水機関                      23写真</p> <p>欄外に記録されている井戸所有者名（(5)、(6)、(7)に限る。）</p> <p>(3)、(4)、(6)の文書のうち添付されている地図</p> <p>(4)、(5)、(6)、(7)の文書のうち添付されている写真</p> <p>(4)の文書のうち添付されている農業用地下水調査地点一覧表中</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地点番号                      ・ 地下水地帯名                      ・ 地点名                      ・ 所在地</li> <li>・ 所有者</li> </ul> <p>(4)の文書のうち添付されている農業センサスの写し</p>
<p>別紙1の(8)の 文書</p>	<p>農業用地下水水質調査地点一欄表中</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地点番号                      ・ 地下水地帯名                      ・ 地点名                      ・ 所在地</li> <li>・ 所有者</li> </ul>